

広島市 農業委員会だより

平成28年7月(31号)

発行：広島市農業委員会 ☎(082)568-7755

〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内)

ひきち 引地ぶどう園 (安佐南区伴西)

ひきち よしのり
引地 義範さん



安佐南区伴西の引地義範さん(68歳)は、将来、有意義な人生を送りたいと思い、金融関係の会社を54歳で退職し、東広島市安芸津町にある県立農業技術センター果樹研究所でぶどう栽培の技術を学びました。その知識を活かし、引地ぶどう園では、根域制限栽培システムを取り入れ、水や肥料を効率的にコントロールしています。

全くの素人であり、最初のうちは、聞くこと、見る事が理解できず、苦労の連続でした。ぶどう栽培は、所によって栽培の条件が異なるので、当地に合った栽培方法を確立するため、試行錯誤しながら、方々のぶどう園に出向き、お話を聞いたそうです。

ぶどう園の初期投資から2年間は、全く収入が途絶え、不安ではありましたが、何とか頑張り、平成16年秋、ついに、甘くておいしいぶどうが実り、販売することができました。現在の経営面積は、30アールになります。

お客様から「おいしいぶどうをありがとうございました!」という手紙が来た時には、本当にうれしく、妻の富子さん(63歳)の理解と協力に感謝の日々だそうです。

将来は、奥畑地区一帯に果樹園や野菜畑を拡げ、観光農園のようになればいいと夢を語られました。

(取材：梶山 正治 委員)

新しい農業委員会がスタートします

農業委員会初総会（6月17日開催）において、役員が決まりましたので、紹介します。

会長 河野 信義 会長職務代理者 福島 幸治

会長就任にあたって…



広島市農業委員会 会長 河野 信義（安佐北区安佐町）

このたび、19名の農業委員が広島市長から選任され、会長職を拝命させていただきます。

また、新たに、44名の農地利用最適化推進委員が委嘱されました。

今後3年間、広島市の地域農業と農村の発展のため、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、一丸となって努める所存でございます。

皆様方のお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

農業委員のみなさんをご紹介します！



やまもと かおり
山本 香織
南区段原山崎



かじや まさひろ
鍛冶山 正照
西区井口



みぞくち のりゆき
溝口 憲幸
安佐南区川内



ふくしま こうじ
福島 幸治
安佐南区中筋



かじやま まさひろ
梶山 正治
安佐南区大塚西



いとう のぶひこ
伊藤 信彦
安佐南区沼田町



いわしげ まもる
岩重 守
安佐北区白木町



こいけ まさひろ
己斐 潔
安佐北区白木町



しただに くによ
下谷 邦代
安佐北区狩留家町



さとう かずお
佐藤 和夫
安佐北区深川



ぬまた ひせり
沼田 聖
安佐北区大林



おきた みつはる
沖田 光春
安佐北区亀山



たにぐち けん
谷口 憲
安佐北区安佐町



こうの よしあき
河野 芳徳
安芸区畑賀



やまがた よしあき
山縣 由明
安芸区阿戸町



まえだ ひでのり
前田 英徳
佐伯区湯来町



たにぐち みちお
谷口 迪生
佐伯区五日市町



こだま かずなり
児玉 一成
佐伯区三宅

農地利用最適化推進委員のみなさんをご紹介します！

中区、東区、南区、西区

第1地区



おおくら かつこ
大倉 克子
東区温品



ひらかわ かずよし
平川 和義
東区福田



いわた いきお
岩田 勲男
西区南観音

第2地区



しまもと へいじ
島本 啓司
安佐南区西原



たけうち しょうご
武内 祥吾
安佐南区高取北

第3地区



ひき だて よしのり
引地 義範
安佐南区伴西

旧沼田町



あさもと つねお
浅元 恒夫
安佐南区沼田町



かわさき りゅういち
川崎 龍一
安佐南区伴中央



の いね まさし
野稲 正至
安佐南区沼田町

第4地区



まつばら はるお
松原 春男
安佐北区白木町



おく ひでのぶ
奥 秀信
安佐北区白木町



まさき としき
正木 壽輪基
安佐北区白木町

旧白木町



ながい つもる
永井 積
安佐北区白木町



せら こうじ
世羅 宏二
安佐北区白木町



はしもと かずと
橋本 一登
安佐北区白木町



ほった すみたか
堀田 純高
安佐北区白木町



したなか みちのり
下中 通徳
安佐北区白木町

第5地区



かみぐち かつま
上口 勝磨
安佐北区小河原町

旧高陽町



たけうち たみあき
竹内 民明
安佐北区口田南



きかわ さだお
古河 定男
安佐北区深川

第6地区



もりよし のぶる
森吉 昇
安佐北区可部南



しもどい たけふみ
下土井 武文
安佐北区可部町



ぼう かずよし
坊 和義
安佐北区大林



まえばやし とものり
前坊 友紀
安佐北区可部町

みんなで読もう！ 全国農業新聞

農政・経済の動向、全国の優良営農事例が多く掲載され、農業経営に役立つ読みやすい新聞です。

(月4回発行 購読料1か月700円)

旧安佐町

第7地区



こうの ひではる
河野 英治
安佐北区安佐町



なかがわ としお
中川 俊雄
安佐北区安佐町



おかだ たかあき
岡田 孝昭
安佐北区安佐町



なかとみ やすのり
中富 康範
安佐北区安佐町



おきた みきお
沖田 美貴男
安佐北区安佐町



おおの よしえ
大野 良江
安佐北区安佐町

旧安佐町

安芸区



なかもと かずし
中本 和志
安佐北区安佐町

第8地区



なかの まさゆき
中野 雅之
安芸区上瀬野町



だいもん ゆたか
大門 裕
安芸区畑賀町



うえの よしき
植野 芳記
安芸区中野



はたけやま きよのり
畠山 清典
安芸区矢野西



いさき よしみ
伊崎 嘉己
安芸区阿戸町

旧湯来町

旧五日市町

第9地区



うえむら まさかず
上岡 正和
佐伯区湯来町



なかがわ かんじ
中川 完治
佐伯区湯来町



きむら まさゆき
木村 正典
佐伯区湯来町



かとう ただのり
加藤 忠則
佐伯区湯来町



よしだ よねひろ
吉田 米治
佐伯区湯来町

第10地区



かとう のりひこ
加藤 憲彦
佐伯区五日市町

旧五日市町



かわもと ふみお
川本 文三
佐伯区利松



まつかわ りゅうじ
松岡 龍治
佐伯区三宅

よろしく
願います!!



農地についてのご相談や、農業についてのご意見等がありましたら、最寄の農業委員・農地利用最適化推進委員までご連絡ください。

市長と農業者との懇談会

広島市農業振興協議会と農業委員会は、2月2日（火）、JA広島市本店で、「市長と農業者との懇談会」を開催し、農業者など約70名が参加しました。懇談会では、「農業で輝くひと」をテーマとして、4名の農業者に発表いただきました。農事組合法人からは「地元のファンを作るなど、農産物の販売に力を入れている。」、認定農業者からは「規模拡大したい農家があり、農業委員に農地集積をお願いしたい。」、女性農業士からは「野菜販売の直売所を立ち上げたことにより、地域のおばちゃんたちが元気になって野菜作りに励んでいる。」との発表がありました。

松井市長は、「行政として支援すべき点は、農業を持続できるようにすること。息切れしないよう、多様な支援をする。農業政策は、短期的ではなく、長い目で見る必要がある。」と述べられました。



農地に係る課税の軽減及び強化について

農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減

対象者：所有する農業振興地域内の全農地（10アール未満の自作地を残した全農地）を、新たに、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた方が対象です。

課税軽減の手法：新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税が以下の期間中1/2に軽減されます。

①15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間

②10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間

実施時期：平成28年度から実施されます。特例の適用期間は2年間で、2年ごとに延長の議論を行うことになっています。

遊休農地の課税の強化

対象農地：農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象となります。この協議勧告が行われるのは、機構への貸付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合です。

課税強化の手法：通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっていますが、遊休農地については、0.55を乗じないこととなり、結果的に1.8倍になります。

実施時期：平成29年度から実施されます。毎年1月1日が固定資産税の賦課期日となっているので、初年度については、平成29年1月1日時点で協議勧告が行われている場合に課税強化が行われることとなります。

「所有地及び耕作地に関する申告書兼農地基本台帳」の提出について

「所有地及び耕作地に関する申告書兼農地基本台帳」は、毎年8月1日現在における農地の耕作や貸付状況等を調査するため、原則、借入地を含め10アール以上の農地を耕作している農家の方に申告していただいています。

この申告をもとに、農業委員会で各農家の農地基本台帳を作成します。この農地基本台帳が、農地法に関する諸申請の審査や各種証明書の発行などを行うために必要な基礎情報となりますので、必ず申告してください。

なお、申告書は、各地区の生産区長を通じて配布しますので、必要事項を記入のうえ、生産区長へ提出してください。また、一部の農家の方には、申告書を農業委員会から直接送付しますので、必要事項を記入のうえ、農業委員会へ返送してください。

下限面積を変更しました!!

農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（以下「下限面積」という。）について、下限面積が30アールとなっている、安佐南区旧戸山村、安佐北区旧白木町、佐伯区旧石内村の区域の下限面積を20アールに変更しました。
平成28年6月16日施行

区 域		下限面積 単位：アール	
		変更前	変更後
中 区・南 区		10	10
東 区	旧安芸町を除く区域	10	10
	旧安芸町	20	20
西 区		20	20
安佐南区	旧祇園町、旧安古市町、旧佐東町、旧伴村	20	20
	★旧戸山村	30	20
安佐北区	旧安佐町、旧可部町、旧高陽町	20	20
	★旧白木町	30	20
安芸区	旧船越町、旧矢野町、旧中野村	10	10
	旧畑賀村、旧瀬野村、旧熊野跡村	20	20
佐伯区	旧五日市町、旧八幡村、旧河内村、旧観音村、旧湯来町	20	20
	★旧石内村	30	20

★今回変更した区域

農業者年金に加入しましょう!

◇農業者の方なら広く加入できます

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。

農地を持っていない農業者や配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。



◇少子高齢時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。

◇保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由を選択）。

◇終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

◇公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税（支払った保険料の15～30%程度）につながります。

◇農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります

認定農業者で青色申告しているなど、農業の担い手になる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

～ お問い合わせは、農業委員会事務局まで（電話568-7755）～